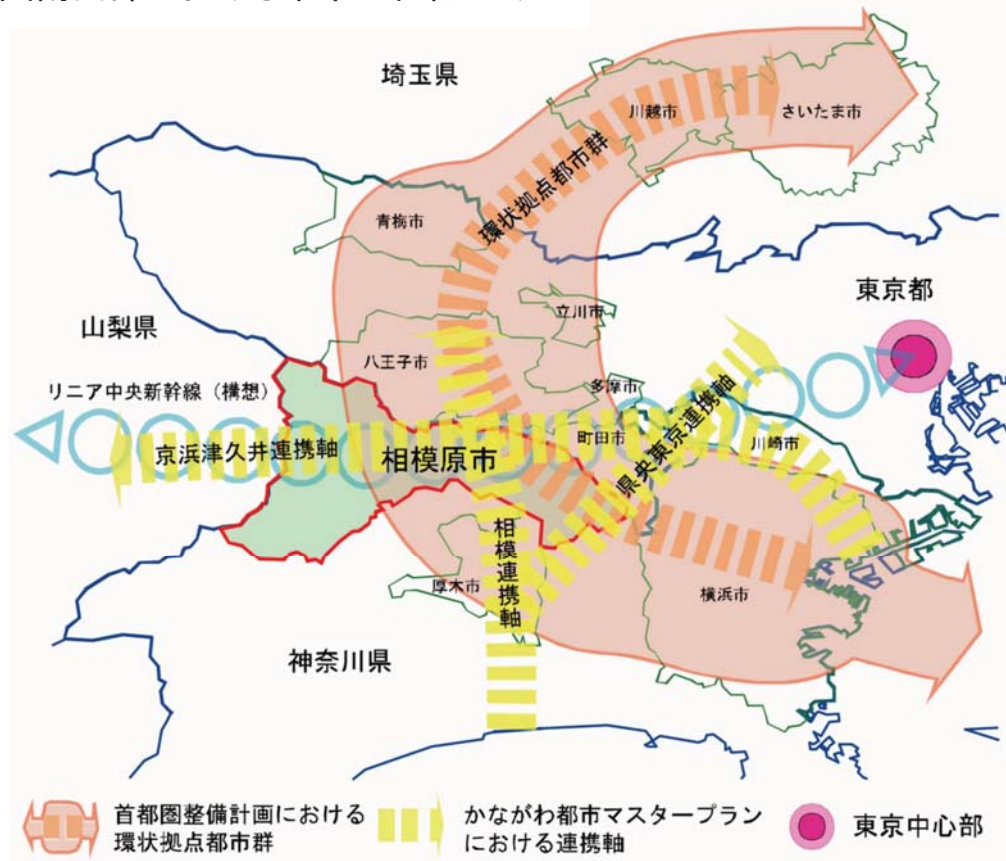


# 農業関係法令に係る権限移譲・関与等 の見直しについて

平成25年10月29日  
相模原市長 加山 俊夫

首都圏南西部における本市の位置づけ





本市の支障事例(金原地区産業拠点)

＜金原地区産業拠点における整備構想＞

インターアクセス道路の整備に伴い、当該地区に産業用地を整備して、企業誘致を図り、地域の就労の場を確保するなど、地域の活性化を目指す。

＜課題＞

- ・土地利用を転換するためには、農用地を解除する必要
- ・農用地の解除を行う場合、法律の要件を満たした上で、県知事の同意が必要
- ・農地転用については、面積に応じて農林水産大臣又は県知事の許可が必要
- ・産業拠点の整備にあたっては、スピード感を持って企業誘致や地域振興に取り組むことが重要

- ・ 整備構想範囲(約70ha)
- ・ 農用地区域(約28ha)
- ・ 森林整備計画区域



＜農用地指定の仕組み＞

- 農林水産省**  
農用地等の確保等に関する基本指針  
農用地面積の目標(H32年:415万ha)
- 神奈川県**  
農業振興地域整備基本方針  
農用地面積の目標(H32年:11,050ha)
- 相模原市**  
農業振興地域整備計画  
農用地区域の指定(現在780haを市が指定)  
(※指定変更は県知事同意)

主体的なまちづくり…地域のことは地域で

産業拠点整備

農地等の保全

地方分権の趣旨…

地域の実情に応じたまちづくりは、地域の責任に基づき、地域が主体的に行うべき

<提案・要望 ①>

本市の産業拠点整備予定地区…

- ・首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジに直結
- ・「さがみロボット産業特区」(国の総合特区)の区域内
- ・国の経済成長や地域・圏域の活性化に寄与

このような地区における産業拠点整備については、農用地区域内における開発を可能とするなど、制度の見直しを図られたい。

現行制度	提案・要望
農用地区域内であっても事業可能 ↓ 公益性が特に高いと認められる事業 (鉄道建設、道路整備など) (農振法施行規則)	インターチェンジ周辺の産業拠点整備は、国や地域・圏域の活性化に繋がり、公益性が特に高い事業と認め、農用地区域内であっても、事業を可能とする。 (農振法施行規則の改正)

<提案・要望 ②>

指定都市の規模・能力

地域の責任に基づき、主体的に整備、開発及び保全を行うことが可能

農地に関する制度の権限移譲と、国及び都道府県の関与について見直しを図られたい。

現行制度	提案・要望
農用地区域の解除(※権限は市町村) ↓ 都道府県知事の同意が必要	<b>都道府県知事の同意を廃止</b> ・都道府県の関与の見直し (農振法の改正)
農地転用の許可 ↓ ・～4ha 都道府県知事 ・4ha超 農林水産大臣	面積にかかわらず、 <b>指定都市の市長に許可権限を移譲</b> (農地法の改正)